

平成 29 年 10 月 25 日

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会御中

日本労働組合総連合会
総合政策局経済政策局
局長 春田 雄一

データ利活用の促進に向けた制度について（意見）

新たに導入するデータの不正取得等の行為について、概ね事務局（案）に同意いたします。その上で、以下の通り意見を提出させていただきます。

- データ提供事業者、データ取得者には大企業だけではなく、ベンチャー企業など多くの中小企業になりうる。そのため、中小企業の立場からの意見聴取を行うなど、大企業だけでなく中小企業のデータ利活用の促進につながるような観点からの検討も必要である。
- 働き方が多様化する中で、データの提供・取得などデータを取り扱う行為も多様化しており、具体的にどのような行為が不正取得の行為に該当するのか明確化すべきである。そのためにも、「不正競争防止に関するガイドライン」を策定する際には、行為実態を把握するとともに、具体事例の提示や行為類型を整理するなど、悪意の無い従業員が罪に問われることがないよう、データを取り扱う従業員の理解促進に向けた取り組みをお願いしたい。

以上